

# 防犯活動に 取り組みましょう

## 防犯の基本

防犯の基本は、「自分た

ちのまちは自分たちで守る」という意識を持ち、地域住民が一体となって防犯活動に取り組むことです。犯罪を寄せつけないまちは、この基本の上に築かれると言えます。

わたしたちが暮らす地域の地域にも、犯罪が起こりやすい場所（まちの弱点）があります。そして、その形や場所も、町並みの動きとともに変化していきます。

●犯罪が起こりやすい場所  
▽人通りの少ない道  
▽街灯の少ない暗い道  
▽高い塀や生垣が多い住宅街

▽見通しが悪く、死角の多い公園  
▽入りやすく、見通しの悪い駐車場 など

これらの、まちの弱点を見極める力をひとりひとり身に付け、その弱点を自主的な防犯活動により補うことが、犯罪を寄せつけないまちづくりにはとても重要なことです。

## 犯罪者は

「地域の目」が嫌い

警視庁が逮捕された空き巣犯に対し行ったアンケートによると、空き巣をあきらめた理由の第一位は「近所の人に声をかけられたり、ジロジロ見られたりしたから」(63%)でした。

つまり、犯罪を未然に防ぐために最も効果的なことは、防犯パトロールや声かけ活動などで「地域の目」



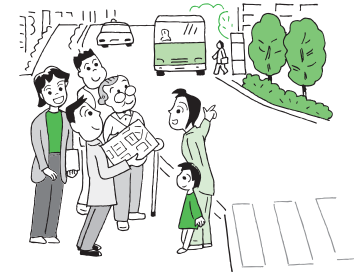
を増やし、犯行の機会をうかがう犯罪者に、「ここはやりにくい」と思わせることなのです。

## 防犯パトロールのポイント

▽不審な車が止まっているいか  
▽一人で遊んでいる子どもがいらないか  
▽夜遊びをしている子どもがいらないか

## 「防犯マップ」を作りましょう

まちの弱点を見極める力を身につけるには、地域ごとに防犯マップを作成することがとても有効です。



防犯マップとは、各地域に住民が自分たちでまちを歩き、見つけ出したまちの弱点を模造紙などで作った地図に落とし込んだもので、現在、全国的にその有効性が注目されています。

ぜひ、皆さんの地域でも防犯マップ作りに取り組んでください。

●防犯マップ作成のポイント  
▽見つけた場所を写真に撮って地図にはる  
▽定期的に見直す（まちは変化する）  
▽まちの人に聞いた話を書き込む  
▽子どもと大人が一緒に作る

問合せ 防災安全課 ☎042(346)9519

# 国民健康保険

## 届け出は 2週間以内に

国民健康保険(国保)に加入するとき、脱退するとき、退職者医療制度への切り替えのときなどは、変更のあった日から14日以内に届け出をしてください。

加入の手続きが遅れると、国民健康保険税(国保税)をさかのぼって納めていただくことになったり、その間の医療費が全額自己負担になったりします。

また、脱退の手続きが遅れ、誤って国保の被保険者証を使って受診すると、国保が負担した医療費をあとで返していただくことになり、国保税も課税されたままになります。

## ◆国保の資格取得日と資格喪失日

資格取得日は、加入前の健康保険の資格喪失日や転入日などです。資格喪失日は、職場などの健康保険に加入した日の翌日、転出日、死亡日の翌日などです。届け出をした日ではありませんのでご注意ください。

国保は、皆さんの納める国保税で支えられています。

国保税の納付は、便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。

## 温泉センター 割引利用券

東京都国民健康保険団体連合会では、保養施設「温泉センター」の利用率を助成します。

## 国民健康保険の届け出

こんなとき	手続きに必要なもの
小平市に転入したとき(前住所で国保に加入していた方)	(転入届出後、国保係へ)
職場などの健康保険をやめたとき	健康保険資格喪失証明書、退職証明書、離職票など健康保険をやめたことを証明するもの
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
子どもが生まれたとき	印鑑、被保険者証、母子健康手帳
小平市から転出するとき	被保険者証(転出届出後、国保係へ)
職場などの健康保険に加入したとき	被保険者証、勤務先の被保険者証
生活保護を受けるようになったとき	被保険者証、保護開始決定通知書
死亡したとき	印鑑、被保険者証、葬祭費用の領収書など
住所(市内転居)・氏名・世帯主などに変更があったとき	被保険者証
被保険者証をなくしたとき	納税通知書・自動車運転免許証など、本人であることを証明するもの、印鑑
修学で住所を離れるため、別個に被保険者証が必要とき	在学証明書、被保険者証、転入先の住民票
旅行などで住所を離れるため、別個に被保険者証が必要とき	被保険者証、施設などに入園する場合には在園証明書
被用者年金を受給するようになり、退職者医療制度に該当したとき	被保険者証、年金証書、印鑑

※上記の各届け出を代理人が行う場合は、代理人の印鑑も必要です。  
※加入手続きの場合、家族がすでに小平市国保に入っているときは、その被保険者証を持参してください。  
※老人保健法などの医療証を受けている方は、それぞれの医療証も持参してください。  
※出生・死亡の届け出で、出産育児一時金、葬祭費の支給対象となる場合は、振込先となる世帯主などの金融機関口座番号を控えてきてください。

## 退職者医療制度の 届け出を

国民健康保険(国保)に加入している方で、会社などを退職し、年金を受けている方とその扶養家族は、老人保健制度の適用を受けるまで、「退職者医療制度」の適用を受けることとなります。

●退職者医療制度とは  
医療の必要性が高まる退職後に、高齢退職者が被用者保険(会社の健康保険や公務員の共済組合など)から国保に移ることにより、国保の医療費負担は増加します。

●退職者医療制度の被扶養者となる方  
▽国保に加入している  
▽老人保健法の適用を受けていない  
▽退職被保険者と同一の世帯に属し、主として退職被保険者の収入によって生計

加入している方  
利用資格 国民健康保険に加入している方  
利用方法 国民健康保険被保険者証を持参のうえ、保険年金課、東部・西部出張所、動く市役所のいずれか

## 清掃事業者による 防犯パトロールを開始

市では、防犯事業の一環として、新たな「地域の目」を増やすため、小平市清掃事業協同組合(7社)の協力を得て、ごみと資源の収集・運搬車による防犯パトロールを2月23日から開始しました。



これは、ごみと資源を収集・運搬する車両が市内を巡回する際、「防犯パトロール」と書かれたシートをはり、パトロールを行うというものです。なお、この

ほかに市では、犯罪を寄せつけないまちづくりを推進するため、次のような施策に取り組んでいます。

▽自主防犯組織に対する支援  
▽わんわんパトロール(獣医師会との協働。参加者随時受付中)

▽防犯に関する相談窓口の設置  
▽防犯啓発用パンフレットの配布  
▽市職員による防犯パトロール

市は、今後も市民の皆さんや警察などの関係機関と連携し、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指していきます。

支援制度や防犯に関する相談などについては、問い合わせください。

問合せ 防災安全課 ☎042(346)9519

## シルバーガイド

小金井桜とゆかりの名所・旧跡を訪ねる

とき 3月28日(月)  
小雨実施  
集合 午前9時、西武線一橋学園駅北口駅前公園  
※解散は正午過ぎ、江戸東京たてもの園。  
コース 国土交通大学校一八左衛門橋―海岸寺―小金井桜樹碑―行幸松の碑―小金井橋―真蔵院―陣屋跡―小金井公園―江戸東京たてもの園 約4キロ  
費用 1人600円(傷害保険料を含む)  
申込み 3月22日(火)の午前9時から、小平市シルバー人材センターへ(電話可) ☎042(344)2120・2108

問合せ 保険年金課 ☎042(346)9529